

戸籍関係交付申請書（※郵送請求用）

紀宝町長 あて（※申請にあたっては裏面の注意事項をよくお読みください）

令和____年____月____日

（１）請求するかた（申請者）はどなたですか。

⇒本人確認書類（裏面参照）の写しの提出をお願いします。

住所			
氏名	フリガナ	[生年月日]	明・大・昭・平・令 年 月 日生
筆頭者からみた関係	<input type="checkbox"/> 筆頭者本人 <input type="checkbox"/> 配偶者（夫又は妻） <input type="checkbox"/> 直系尊属（父母又は祖父母） <input type="checkbox"/> 直系卑属（子又は孫） <input type="checkbox"/> その他（ ）		
電話番号	※昼間に連絡がつく番号（ ）		

（２）どなたの戸籍が必要ですか。

※筆頭者は、戸籍のはじめに書かれているかたとなり、亡くなられていても変わりません。

本籍	紀宝町	番地	
筆頭者氏名	フリガナ	[生年月日]	明・大・昭・平・令 年 月 日生

（３）どの証明書が必要ですか。

種類	謄本（全部）	抄本（一部）[必要なかたの氏名]	手数料
戸籍	通	通 []	1通 450円
除籍	通	通 []	1通 750円
改製原戸籍	通	通 []	1通 750円
戸籍附票	現在附票について、記載が必要な場合は「□」にレ点を付けてください。 <input type="checkbox"/> 本籍・筆頭者入り <input type="checkbox"/> 在外選挙人等		紀宝町は1通200円。 ※本籍地の自治体によって手数料は異なります。
	通	通 []	
身分証明書	件	必要なかたの氏名 [] 生年月日：明・大・昭・平・令 年 月 日生 ※本人申請以外は、「委任状」が必要です。	

（４）使いみちは何ですか。提出先はどちらですか。

使いみちと提出先	<input type="checkbox"/> 戸籍届出 <input type="checkbox"/> 相続手続き <input type="checkbox"/> 年金請求 <input type="checkbox"/> パスポート取得 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当 <input type="checkbox"/> その他（ ） [提出先]
----------	---

（５）どのような内容の戸籍が必要ですか。

<input type="checkbox"/> 氏名_____の記載があるもの。
<input type="checkbox"/> 氏名_____の死亡の記載があるもの。
<input type="checkbox"/> 死亡により、氏名_____の出生から死亡までの記載があるもの。
<input type="checkbox"/> その他（ ）

町記入欄	受付・交付	本人確認 （※裏面参照）	1点	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> その他（ ）
			2点以上	<input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 年金手帳・証書 <input type="checkbox"/> 学生証（写真付き）・社員証（写真付き） <input type="checkbox"/> その他（ ）

戸籍関係交付申請の際の注意事項

- 本人と偽ったり、うその使いみちを示して証明書の交付を受けたりした場合は、過料に処せられます。(戸籍法第121条の2)
- 請求できるかたは、プライバシー保護のため一定の制限があります。

[1 郵送請求時のご注意]

1. 手数料は、郵便局取り扱いの「郵便定額小為替(指定受取人などは記入不要)」を同封してください。「切手」による支払いはできません。
2. 110円切手を貼付した「返信用封筒」に、ご自宅の住所と氏名を記入し、同封してください。戸籍などの枚数が多くなる場合は、多めに切手をご用意ください。
3. 請求するかた(申請者)の本人確認が必要になります。下記の「3 本人確認書類」を参考に、写し(コピー)を提出(同封)してください。

[2 請求できるかた]

1. 全部事項証明・戸籍謄本、個人事項証明・戸籍抄本、戸籍附票が請求できるかたは、本人、戸籍に記載されている者またはその配偶者、直系尊属(父母・祖父母)、直系卑属(子・孫)です。上記以外のかたが請求する場合は、「請求事由」及び「それを明らかにする資料」が必要となります。
 2. 除籍全部事項証明・除籍謄本、改製原戸籍謄本が請求できるかたは、本人、戸籍に記載されている者、またはその配偶者、直系尊属(父母・祖父母)、直系卑属(子・孫)です。上記以外のかたが請求する場合は、相続関係その他必要とする理由があるかたで、かつ「それを明らかにする資料」が必要となります。
 3. 受理証明書を請求できるかたは、届出人のみです。
 4. 身分証明書を請求できるかたは、本人のみです。ただし、未成年者の親権者のかたは請求することができます。
- ⇒ 1から4に当てはまらないかた、または代理人のかたが郵送請求される場合は、請求できるかたが書いた「委任状」が必要となります。

[3 本人確認書類]

1. 1点の提示(写しの同封)で足りるもの

- ①運転免許証 ②パスポート(旅券) ③個人番号カード
- ④国または地方公共団体発行の写真付き身分証明書 ⑤身体障害者手帳 ⑥療育手帳
- ⑦船員手帳 ⑧小型船舶操縦免許証 ⑨その他

2. 2点以上の提示(写しの同封)が必要なもの

- ①国民健康保険・健康保険・船員保険・介護保険の被保険者証 ②共済組合員証
 - ③国民年金手帳 ④国民年金・厚生年金保険・船員保険の年金証書
 - ⑤共済年金または恩給証書
 - ⑥写真付き学生証 ⑦法人(国または地方公共団体を除く)が発行した写真付き身分証明書
 - ⑧国または地方公共団体発行の写真付き資格証明書(1.の書類を除く) ⑨その他
- ※⑥～⑧の書類だけを2点以上提示しても、認められません。
- ※「個人番号の通知カード」は、確認書類として使用できません。
- ※健康保険の被保険者証をコピーする際は、個人情報保護のため、被保険者証の記号及び番号の部分はマスキング(覆い隠)してください。